

# 資料3

平成19年6月15日

## 府中市福祉計画・子育て支援計画について

### 1 福祉計画について

府中市は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として平成15年に府中市の福祉の総合的な計画である「府中市福祉計画」を策定いたしました。計画期間の終了を前にして、この計画の改訂を平成19年度及び平成20年度の2か年にわたり行います。

この計画は、現在見直しが行われている府中市総合計画との整合性を確保した上で府中市の福祉理念を確立し、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子育て支援分野、地域福祉分野の4分野を包括するものです。

計画の改定にあたり、福祉全体の計画を一体として改定するための全体協議会を設置します。

また、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子育て支援分野、地域福祉分野についての検討は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会、障害者計画推進協議会、次世代育成支援行動計画推進協議会、福祉のまちづくり推進審議会で行います。

全体協議会と各分野の協議会等との関係は、全体協議会が府中市の福祉理念の改定および各分野の計画改定の調整・進行管理を行うものとし、そのため、各協議会等の会長・副会長は全体協議会の委員となり、各分野の進行管理を行います。また、各分野の協議会等は、統一した府中市の福祉理念の実現のために各々の分野計画を改定していきます。

### 2 子育て支援計画について

府中市次世代育成支援行動計画推進協議会で福祉計画の子育て支援分野を検討していただきます。検討内容等については、第3回協議会でお示しする予定です。